

零石町議会公式S N S運用方針

令和7年4月15日

1 趣旨

零石町議会基本条例に定める議会広報の充実を図り、零石町議会の情報を広く町民に提供するため行うS N Sの運用について、必要な事項を定めるものです。

2 利用するS N S

(1) X (旧Twitter)

- ・アカウント名：零石町議会
- ・ユーザー名：@shizuku_gikai
- ・ページURL：https://x.com/shizuku_gikai

3 運用及び投稿管理

- (1) 運用責任者は議長とします。
- (2) 投稿責任者は広報広聴常任委員会委員長とします。
- (3) 発信情報の作成及び投稿は原則、広報広聴常任委員会委員が行い、アカウント等の運用管理は議会事務局が行います。

4 発信する情報

零石町議会がS N Sで発信する情報は、次の内容とします。

- (1) 本会議、委員会等の情報
- (2) 零石町議会に関する行事等の情報
- (3) その他広報広聴常任委員長が必要と認める情報

5 情報を投稿する時間

原則、平日（年末年始を除く）の午前8時30分から午後5時15分までとします。ただし、必要に応じてこの時間帯以外にも投稿する場合があります。

6 コメントへの返信

零石町議会では、原則としてコメントに対する返信を行いません。

7 お気に入り登録、フォロー、リポスト等

零石町議会では、原則として他のS N Sに対するお気に入り登録、フォロー、リポスト等を行いません。

8 利用者の禁止行為

零石町議会公式SNSの利用者は、当該SNSに対して、次の事項に該当する内容を掲載することを禁止します。また、禁止行為を行った、又は行うおそれがあると零石町議会が判断した場合には、事前に通告することなく、コメントの削除、利用制限等を行うことがあります。

- (1) 法律、法令等に違反する内容又は違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治又は宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権等町議会又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (6) 人権、思想、信条等の差別又は当該差別を助長させるもの
- (7) 公序良俗に反するもの
- (8) 虚偽、事実と異なる内容又は単なるうわさと考えられるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定し、開示し、又は漏えいするなど、プライバシーを侵害するもの
- (10) 有害なプログラム等を含むもの
- (11) わいせつな表現等を含むもの
- (12) その他議長が不適切と判断したもの及びこれらの内容を含むホームページ等へのリンク

9 著作権の取扱い

著作権の取扱いは、次のとおりとします。

- (1) 掲載している情報（文章、写真、イラスト等）に関する著作権は、零石町議会に帰属します。
- (2) 掲載している情報について、引用等著作権法上認められた場合を除き、零石町議会に無断で複製又は転載することはできません。また、引用をする場合は、必ず出所を明記してください。

10 免責事項

免責事項は、次のとおりとします。

- (1) 零石町議会が行う情報発信は細心の注意を払っていますが、情報の正確性、完全性、有効性について保証するものではありません。
- (2) 零石町議会公式SNSを利用することで生じた直接的又は間接的な損失について、零石町議会は一切の責任を負いません。
- (3) 本運用方針及び内容は、予告なく変更することがあります。

11 なりすまし行為への対策

鬼石町議会公式SNSのなりすまし行為への対策として、鬼石町ホームページ内に公式アカウント名やリンク等を掲載します。

12 停止又は削除

議長は、鬼石町議会公式SNSの運営が困難と判断した場合には、鬼石町ホームページに明記した上で、速やかにアカウント等を停止又は削除するものとします。

13 その他

本運用方針に定めがない事項については、議長が別に定めます。